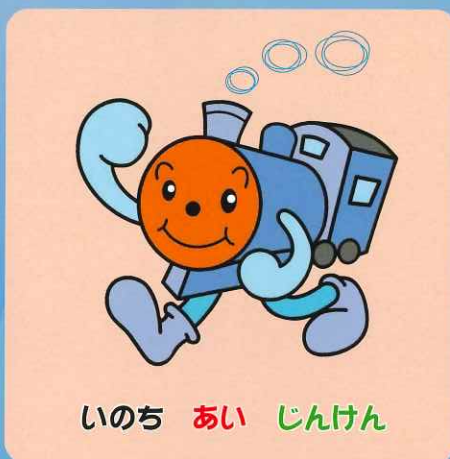


すてきな まちに



2016（平成28）年3月発行

野洲市・野洲市教育委員会
野洲市人権啓発推進協議会

はっかん 発刊にあたって

しょう ひと たい ところ ことば しせん にんげん せんげん きず
障がいのある人に対する心ない言葉や視線、人間としての尊厳を傷つけるよう
あつか どう しょう ひと じんけん しんがい で きごと
な扱い等、障がいのある人の人権を侵害するような出来事がたくさんあります。
とりくみ すす しょう ひと
バリアフリーの取組はいろいろ進められていますが、なかでも障がいのある人を
とく べつ せんざい かんが ところ と のぞ だいいち しょう しゃ かん
特別な存在と考える心のバリアを取り除くことが第一です。障がい者に関するさ
じんけんもんだい かいけつ ちいき
まざまな人権問題を解決することは、すてきなまちづくり、すてきな地域づくり
じゅうよう かだい
のための重要な課題であるにとらえています。

ほんねんど おお じどうせい と しみん かた じんけんそんちょう じんけんさくひん よ
また、本年度も多くの児童生徒、市民の方から人権尊重をめざす人権作品が寄
なか えら にゅうせんさくひん しょうかい
せられました。その中から選ばれた入選作品を紹介しています。

かい けんしゅうかい かつよう か だいいち すすこ やく
この『すてきなまちに』第12集が、市民のみなさまに広く読まれ、地区別懇談
かい けんしゅうかい かつよう か だいいち すすこ やく
会や研修会などでも活用され、課題解決のために少しでもお役にたつことができ
さいわ
れば幸いです。

へいせい ねん がつ
2016(平成28)年 3月

野洲市長

山仲 善彰

野洲市教育委員会 教育長

川端 敏男

野洲市人権啓発推進協議会 会長

水島 章夫

も く じ

やす し じんけんそんちょう せんげん 野洲市「人権尊重のまち」宣言

- ゆた し ぜん れき し いろど やす し へい わ と し せんげん
「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」平和都市宣言・・・ 1
- しょう しゃ じんけん かんが
障がい者の人権について考えてみましょう・・・ 2
1. どのような「障がい」があるのでしょうか・・・ 2
2. バリアフリー化が進められています・・・ 3
3. まず、私たちの心のバリアを取り払きましょう・・・ 3
- しょう しゃ かん じんけん もん だいい
4. 障がい者に関するさまざまな人権問題があります・・・ 4
- しょう しか かか とも す びょうどう しゃかい
5. 障がいのあるなしに関わらず、共に住みよい平等な社会をつくりましょう・・・ 5
- しょうがい しゃ さ べつ かいしょうほう し
「障害者差別解消法」を知っていますか・・・ 6
- ねん ど じんけんそんちょう じんけんさくひんしょうかい
2015年度 人権尊重をめざす人権作品紹介・・・ 8

やす し じんけんそんちょう かん じょうれい うらびょうし 野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例（裏表紙）

野洲市「人権尊重のまち」宣言

人権とは、人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらに持っている基本的な権利です。

わたしたちは、「人権の共存」を基本にかかげ、人権を侵さず、侵されず、たがいに助け合い、明るく住みよい地域社会を築きます。

そのために、わたしたち一人ひとりが人権の尊重と擁護について正しい理解と認識を深め、誰もが大切にされ安心して暮らせるまちづくりへの実践を誓い、ここに野洲市「人権尊重のまち」とすることを宣言します。

平成18年2月25日

野洲市

「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」 平和都市宣言

世界の平和の実現と核兵器の廃絶は、わたしたち人類共通の願いです。

しかし、今なお、核兵器の脅威をはじめ、悲惨な争いがあとをたたく、人類の平和と地球環境が脅かされています。

わたしたちは、世界で唯一の被爆国の国民として、広島、長崎のような悲惨な体験を二度と繰り返さないよう、非核三原則を堅持し、すべての国のあらゆる核兵器をすみやかに廃絶しなければなりません。

戦後、日本は憲法で恒久平和を宣言し、安全と生存のための努力を今日まで続けてきました。再び戦禍を被ることなく、わたしたちは平和の恩恵を享受しています。この自由で健康な日々を送れることの喜びを世界中の人々と共有できることを強く望みます。

わたしたち野洲市民は、人権と環境がすべてにおいて守られている社会の実現をめざすとともに、世界の恒久平和と核兵器廃絶を誓い、ここに「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」を平和都市とすることを宣言します。

平成18年2月25日

野洲市

「障がい者の人権」について 考えてみましょう。

障がい*のあるスポーツ選手の姿や、障がいのある人が描いた絵画を目にしたとき、あなたは「障がいがあるのにえらいなあ」などと感心したことはありませんか？ そのように思う意識の底には、「障がい者は〇〇である、障がい者だから〇〇」という先入観(思い込み)があるのではないでしょう。

また、この先入観(思い込み)のために、私たちが障がい者を傷つけ人権を侵害していることはないのでしょうか。

*本文中では、法令や制度、施設名、団体名などの固有名詞を除いて、障がいとひらがな表記にしています。

1. どのような「障がい」があるのでしょうか

生まれたときから障がいのある人、事故や病気で障がいが生じた人、加齢に伴い障がいが生じた人など、障がいが生じる時期は様々です。また、一見ただけでわかる障がいもあれば、わからない障がいもあります。

障がいには、肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい、内臓疾患などの身体障がい、知的機能の発達に遅れがある知的障がい、統合失調症などの精神疾患のある精神障がい、脳機能に障がいがある発達障がい、その他の心身の機能の障がいがあります。

これらの障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を障がい者と言います。

障がい者との活動やふれあいを通じて、お互いに「ちがい」を理解し合い、認め合って共に生きていくことが大切ですが、障がい者は、いろいろな場面でバリア(障壁)を感じています。

2. バリアフリー化が進められています

バリアフリーとは、障がいのある人が社会生活をしていく上で、バリア(障壁)となるものを除くという意味です。現在では、すべての人の社会参加を困難にしているすべての障壁を除くという意味で使われています。とくに、障がいのある人にとってのバリアには、次のようなものがあります。

①物理的なバリア 建物や道路、公園、公共交通機関などに段差があったり、スロープやエレベーターがなかったり、移動スペースが不足したりすることなど



公共施設に設けられたエレベーター。車いす表示、点字表記がある操作盤。

②制度的なバリア 資格や免許の取得を制限したり、特定の就業やサービスの利用を制限したり禁止したりすることなど

③文化・情報面でのバリア 点字や録音テープ、手話サービス、要約筆記、字幕放送などの情報を集めたり伝えたりする手段が限られていることなど

④心のバリア 障がいのある人が特別視されたり、差別されたり、また、我慢して当たり前と思われたりすることなど

最近では、これらのバリアを取り除き、障がいのある人を含むすべての人々が生活しやすい環境をつくるために、全国的にバリアフリー化が進められています。

3. まず、私たちの心のバリアを取り払きましょう

障がいのある人で困った様子うかがえる人がそばにいても、障がいのある人を特別な存在と考える心がバリアになって、手助けをためらったり、どう接したらいいかわからなかったり、避けたりすることがあります。

また、障がいがあるため、これはできないと思い込んで、障がいのある

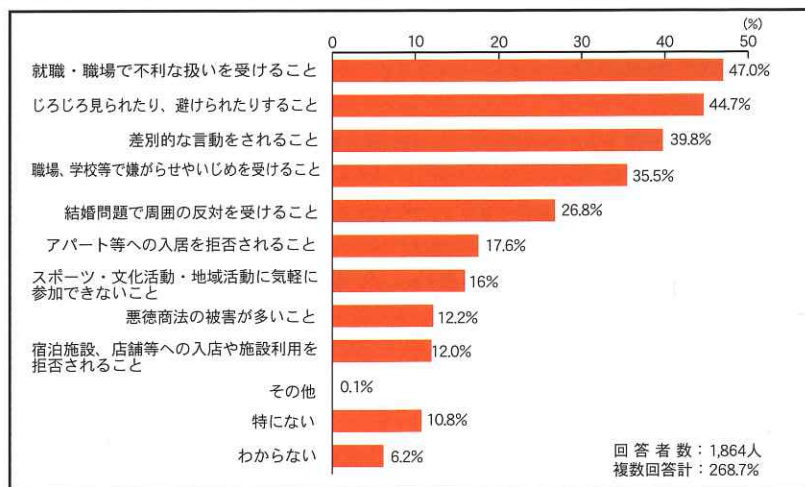
人の思いを聞かずに行動をしてしまい、相手に良かれと思って支援したことも、それが障がいのある人の気持ちを傷つけることにつながる可能性があります。

そんなときは「何かお手伝いしましょうか？」と声をかけ、本人の意思を確認してから支援することが、共に生きる社会をつくる第一歩となるのではないのでしょうか。

4. 障がい者に関するさまざまな人権問題があります

“心のバリア”がもとで、障がい者に関する様々な人権問題が起きています。国の「人権擁護に関する世論調査」（平成24年8月実施）で、『みなさん、障がい者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？』（複数回答）と尋ねました。すると、下の図のように「就職・職場で不利な扱いを受ける」、

「じろじろ見られたり、避けられたりする」などが高い割合になっていました。障がいのある人に対する心ない言葉や視線、人間としての



尊厳を傷つけるような扱いなど、障がいのある人の人権を侵害するような出来事がたくさんあることがわかります。

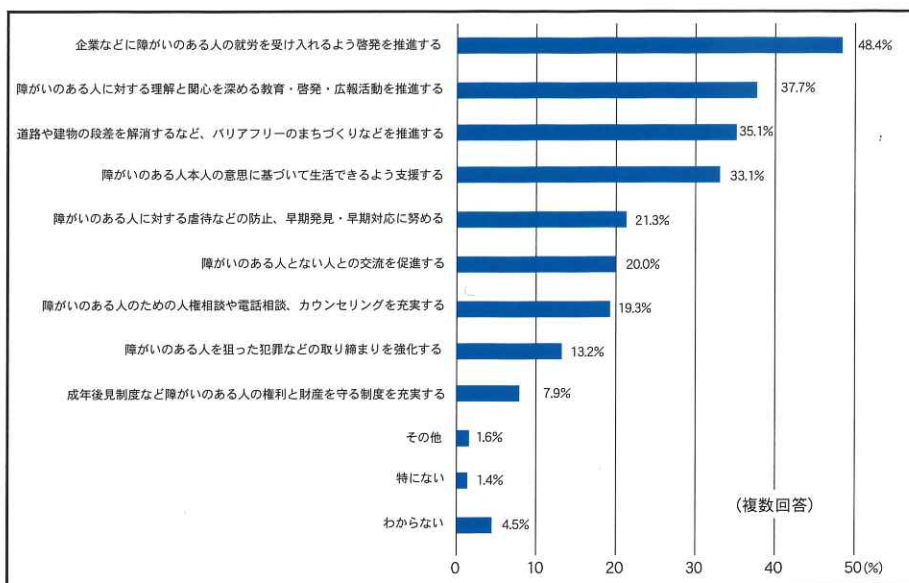
私たちが、障がいのある人を特別な存在と考える“心のバリア”を取り除くこと、それが障がい者に関するさまざまな人権問題を解決するための第一歩なのです。

それでは、“心のバリア”を取り除くことのほかに、私たちにできることはないのでしょうか。

平成27年1月に「人権問題に関する野洲市民意識調査」を実施しました。

この調査で『あなたは、障がいのある人の人権を守るためにどのようなことが必要だと思いますか。』（複数回答）と尋ねました。その結果、下の図の

ように「企業などに障がいのある人の就労を受け入れるよう啓発を推進する」、「障がいのある人に対する理解と関心を深める教育・啓発・広報活動を推進する」



などが高い割合で、その他にも3ページで紹介した4つのバリアすべてにかかわった考えがあることがわかります。

5. 障がいのあるなしに関わらず、共に住みよい平等な社会をつくりましょう

障がいには様々な種別がありますが、活動やふれあいを通じてお互いに「ちがい」を理解し合い、認め合って共に生きていくことが大切です。

障がいのある人は、「かわいそうな存在」でもなければ、「がんばらなければならない存在」でもありません。障がいのある・ないにとらわれず、ひとりの人間として相手の立場に立って考えてみるのが大切です。どんな人も、社会の中で共に生きる仲間であるという考え方を。

障がいのある人を含む全ての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障がいのある人に対する各種施策を実施してだけでなく、社会の全ての人々が障がいのある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが求められています。

「障害者差別解消法」を知っていますか

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」

は、障がい者を理由とする差別をなくすための基本的なことや、国・県・市町村などと民間事業者における、障がい者差別を解消するための措置などについて定めています。このことによって、すべての国民が障がいのあるなしによってわけ隔てられることなく、お互いに個性を尊重しあいながら共に生きる社会の実現を目的としています。

(平成25年6月26日公布・平成28年4月1日施行)

障がいを理由とする差別とは、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするようなこと（以下、「**不当な差別的取扱い**」と呼びます）を言います。下の図のほかにも、例えば、障がいがあ

るという理由だけでスポーツクラブに入れな
いこと、アパートを貸
してもらえないことな
どは、障がいのない人
と違う扱いを受けてい
るので「**不当な差別的
取扱い**」であると考え
られます。でも、建物



障がいを理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。（不当な差別的取扱い）

の構造上、物理的な問題があるため、どうしても受け入れが不可能な状態
で断らざるを得ない場合もあります。

また、障がいのある人から何らかの配慮を求める要望があった場合には、
負担になり過ぎない範囲でバリア（障壁）を取り除くために必要で合理的な
配慮（以下「**合理的配慮**」と呼びます）を行うことが求められます。例えば、
次のページの図の筆談や読み上げが「合理的配慮」にあたります。こうし
た配慮を行わないことで、障がいのある人の権利利益が侵害される場合は、

差別にあたります。この他にも聴覚障がいのある人に声だけで話すこと、知的障がいのある人にわかりやすく説明しないことなどは、障がいのある人には情報をきちんと伝えていないことになり、



筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。
(合理的配慮)

「合理的配慮」をしていないことになり、障がいのある人が困っている時にその人の障がいに合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことが「合理的配慮」です。

質問と答え

質問1 障がいのことで差別されたら、まずどうしたらいいのですか？

答え 市役所に相談を受け付けてくれる窓口があるので相談してください。そこで解決できない場合は、他の相談窓口を教えてください。

質問2 差別した会社・お店などは、どうなるのですか？

答え 会社・お店などの場合は、障がいのある人にどのような対応をしたか、市役所に報告するように求められたり、差別をしないように注意されたりすることがあります。

質問3 近所の人から差別的なことを言われました。その人は罰を受けないのでしょうか？

答え 障害者差別解消法が禁止しているのは、役所や会社・お店などによる差別です。この法律が、一人ひとりの個人がすることや考えを罰することはありません。

日本で初めて差別を禁止する法律としてつくられた「障害者差別解消法」は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくること(ノーマライゼーション)をめざしています。